

令和6年度 都市公園施設維持補修事業  
狩野川リバーサイドパーク遊具設計・設置工事仕様書

1 工事内容等

- (1) 実施設計
- (2) 遊具設置工事（基礎・運搬を含む）
- (3) 遊具設置に伴う整地等

2 設置場所

伊豆の国市 天野地内

3 遊具の設置に関する条件

- (1) 設置する遊具の詳細は指定しないが、既設遊具とのバランスを考慮すること。また、撤去した遊具がトランポリン遊具であったことも考慮すること。
- (2) 遊具の対象年齢は、幼児から児童までとし、好奇心を刺激して楽しく遊べるよう魅力あるものとする。
- (3) 設置する遊具には、必要に応じセーフティマット等の安全施設を設置すること。
- (4) 設置する遊具は、使用期間が長寿命化するよう耐久性に優れたものとし、維持管理費及び更新費等のライフサイクルコストの低減に配慮すること。
- (5) 設置する遊具は、生産物賠償責任保険加入製品であること。
- (6) 設置する遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月国土交通省）」及び「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2014）（一社日本公園施設業協会）」に準拠すること。
- (7) 遊具の対象年齢及び注意事項を記載したセーフティサインを適切に処置すること。

4 工期

契約日の翌日から令和6年11月29日（金）まで

5 上限金額

5,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 その他特記事項

- ・ 設置工事の実施に当たっては、関係法令を遵守し、安全管理を十分に行い、狩野川リバーサイドパークの利用者の安全を第一とすること。
- ・ 設置工事の実施に当たっては、着手前に施工計画書を提出すること。
- ・ 現場からの建設副産物等については、関係法令に基づき適正に処分すること。
- ・ 設置工事を遂行する上で知りえた情報について、細心の注意を払い、いかなる場合にも他に漏らしてはならない。これは工事完了後も同様とする。

- 設置工事の実施に際して疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議し、その指示に従うこと。
- 契約後、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、速やかに本市と協議の上、了承を得ること。